

佐賀県DV総合対策センター設置要綱

(目 的)

第1条 男女間の暴力による被害者を支援する関係機関・団体が連携を強化し、被害者支援を円滑に行うとともに、中・長期的課題についての検討を加え、それぞれの機関・団体が行う事業を総合調整することにより、被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を図るため、「佐賀県DV総合対策センター」（以下「DVセンター」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 DVセンターは次に掲げる事業を実施する。

- (1) 佐賀県DV総合対策会議の運営に関すること。
- (2) 関係機関・団体の総合調整及び情報の収集・提供に関すること。
- (3) 啓発、研修に関すること。
- (4) 調査研究に関すること。
- (5) 民間グループの育成、支援に関すること。
- (6) その他相談、被害者支援、並びに男女間のあらゆる暴力の根絶に関すること。

(管理運営)

第3条 DVセンターを佐賀県立男女共同参画センターに置き、公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団に管理運営を委託する。

(職 員)

第4条 DVセンターには、所長1名及び事業実施に必要な職員を置く。

- 2 DVセンターの職員の給与、服務に関しては、公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団の就業規程その他の規程に準ずるものとする。

(補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、DVセンターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。